

「日本糖尿病協会歯科医師  
登録医証」について

これを見た患者さんから「歯医者さんと糖尿病は関係があるのですか？」と聞かれることがあります。皆さんもご存知の「歯周病」は一般には歯槽膿漏（しそうのうろう）といわれている歯茎（歯肉）の病気で、歯茎がはれたり、歯磨きで血が出たり、いつの間にか歯がぐらつき、最後には歯が抜け落ちたりする病気です。

歯科では糖尿病が悪化すると歯周病になりやすいことが以前から知られていました。糖尿病が悪化すると①唾液（だえき）が減って口の中の細菌が清掃されにくくなり、菌が増える。②口の中に糖分が増えると歯周病菌が繁殖しやすくなる。などの理由が考えられています。

そのため、血糖値のコントロールができていないと歯科の治療だけでは歯周病が良くならず、歯周病菌が作り出す

物質が血糖をコントロールするインスリンの働きを阻害し、糖尿病の悪化を招くことも分かっています。

このようなことから、糖尿病の治療には歯科の歯周病治療が必要なことと、歯周病の治療には糖尿病の治療が必要なケースがあることから、内科と歯科の相互に協力体制を整えるため、表題のような登録証というものがあるのです。また、心筋梗塞は心臓の血管が詰まって起きることはご存知のとおりですが、詰まった血管の中からも歯周病菌が発見されています。さらに、今秋には虫歯菌に脳出血を促すタイプがあることが発見されました。

日本人の8%が保有する菌で保菌者の脳出血リスクはそうでない人の4から5倍で脳出血患者の約3割が保菌していたという事です。口腔内の虫歯菌や歯周病菌を完全に除菌することは不可能ですが、しっかりと歯磨きをすること、定期健診での歯石除去などの物理的方法や、消化、殺菌、免疫成分を持つ唾液の分泌を促すため、よく噛んで食べる食習慣で有害な菌を減らすことが大切です。

今回は少し怖いお話になり

ましたが、健康は口から始まることを念頭におき日常の口腔ケアを心がけ健康で豊かな生涯を送れるようにしたいものです。

「ひきこもり相談センター」にご相談ください

県では、ひきこもり対策の総合調整機関として、「ひきこもり相談支援センター」を設置しています。社会福祉士や精神保健福祉士が相談に応じ、保健、福祉、医療、教育、労働等の適切な関係機関へつなぐことができます。

ひきこもり相談センター 水戸市笠原町993-2 (県精神保健福祉センター内)  
相談時間 平日 午前9時～午後4時 相談専用電話番号 ☎029-244-1571  
問合せ 県障害福祉課 ☎029-301-3368

第九回 特別弔慰金  
戦傷病者等の妻に対する特別給付金  
について

●第九回特別弔慰金の申請はお済みですか？

平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に、死亡などにより公務扶助料や遺族年金等を受ける方（戦没者の妻など）がいなくなった場合、戦没者等の死亡当時の遺族（戦没者の子や兄弟姉妹）で先順位の方に、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第九回特別弔慰金）が支給されます。請求期限を過ぎると時効により権利が消滅し、特別弔慰金を受けることができません。該当する方は、お早目に申請をお願いします。

請求期限 平成24年4月2日まで

●戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求受付開始

増加恩給等を受給している戦傷病者の妻の方に対して、特別給付金（記名国債）が支給されます。

対象

- ①平成15年4月2日から平成23年4月1日までの間に夫が戦傷病者として増加恩給等を初めて受けた方
- ②平成15年4月2日から平成23年4月1日までの間に増加恩給等を受けている戦傷病者と婚姻した方
- ③平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に増加恩給等を受給していた夫である戦傷病者が、一般の怪我や病気で死亡（平病死）した方

給付金

- ◇第二十五回特別給付金国庫債券「い号」額面15万円（軽傷者は7万5千円）
- ◇第十三回特別給付金国庫債券「か号」額面5万円

請求期限 平成26年9月30日まで

請求先・問合せ 健康福祉課 ☎029-240-6550